平成２６年（フ）第６９号
神戸市西区伊川谷町別府38番地　タウンハウス伊川谷219号
債務者　辰野　　登
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
神戸市西区水谷３丁目８番17号　ＮＴＢ－１509号、前住所兵庫県加古郡稲美町国安995番地の１　国安団地７棟202号
債務者　山口　忠雄
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
兵庫県明石市大久保町大窪1572－１　レオパレスハピネス108号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市黒原橘町17番29号
債務者　秋口　敏彦
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
神戸市西区玉津町今津563番地の４　小林方
債務者　櫻井　達也
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
兵庫県明石市松江421番地の１　Ｓｉａｌｕ202号
債務者　坂東　　守
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＤ－109号
債務者　岸　　良子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
神戸市西区伊川谷町別府38番地　タウンハウス伊川谷218号、前住所神戸市垂水区星が丘２丁目１番48－1102号
債務者　坂部　忠雄
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
兵庫県明石市大蔵町２番11号
債務者　米村　照美
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６９号
兵庫県明石市魚住町住吉３丁目738番地の３市住303号
債務者　マインツこと　木村　幸一
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
兵庫県豊岡市寿町４番９号
債務者　赤江　敬子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
兵庫県豊岡市城崎町湯島284番地、前住所神奈川県相模原市緑区原宿２丁目８番35号　平田ハイツ202号
債務者　藤野　徹也
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
広島県呉市広杭本町22番36号
債務者　祖田　幸子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３４号
広島県呉市三条４丁目13番４号
債務者　清水　紀昭
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１７号
佐賀県唐津市養母田805番地19
債務者　坂口祐美子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２０号
佐賀県唐津市和多田本村２番２－213号　ラコルテ和多田市営住宅南棟
債務者　宮田恵美子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１４８号
熊本市東区長嶺南４丁目９番137－203号　グリーンハイツ203号
債務者　佐伯　裕子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４号
熊本県菊池市泗水町豊水3473番地１　スカイハイツ102号
債務者　岩崎　文野（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係